

認定こども園移行について 説明会 【川崎】



令和元年

こども部 こども未来課



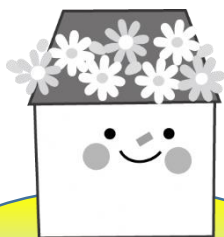
こども未来課 TEL:989-5313



1

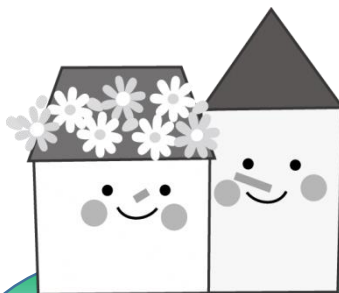
川崎幼稚園はどう変わる？

1. 令和2年4月から社会福祉法人まこと鳴滝会が運営者となります。
2. 令和2年4月から認定こども園として運営されます。
3. 令和3年10月頃に新園舎へ生まれ変わります。



保育所
0歳～5歳

就労等により家庭保育ができない保護者が利用



認定こども園
0歳～5歳

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設



幼稚園
3歳～5歳

利用条件なし

認定こども園移行スケジュール

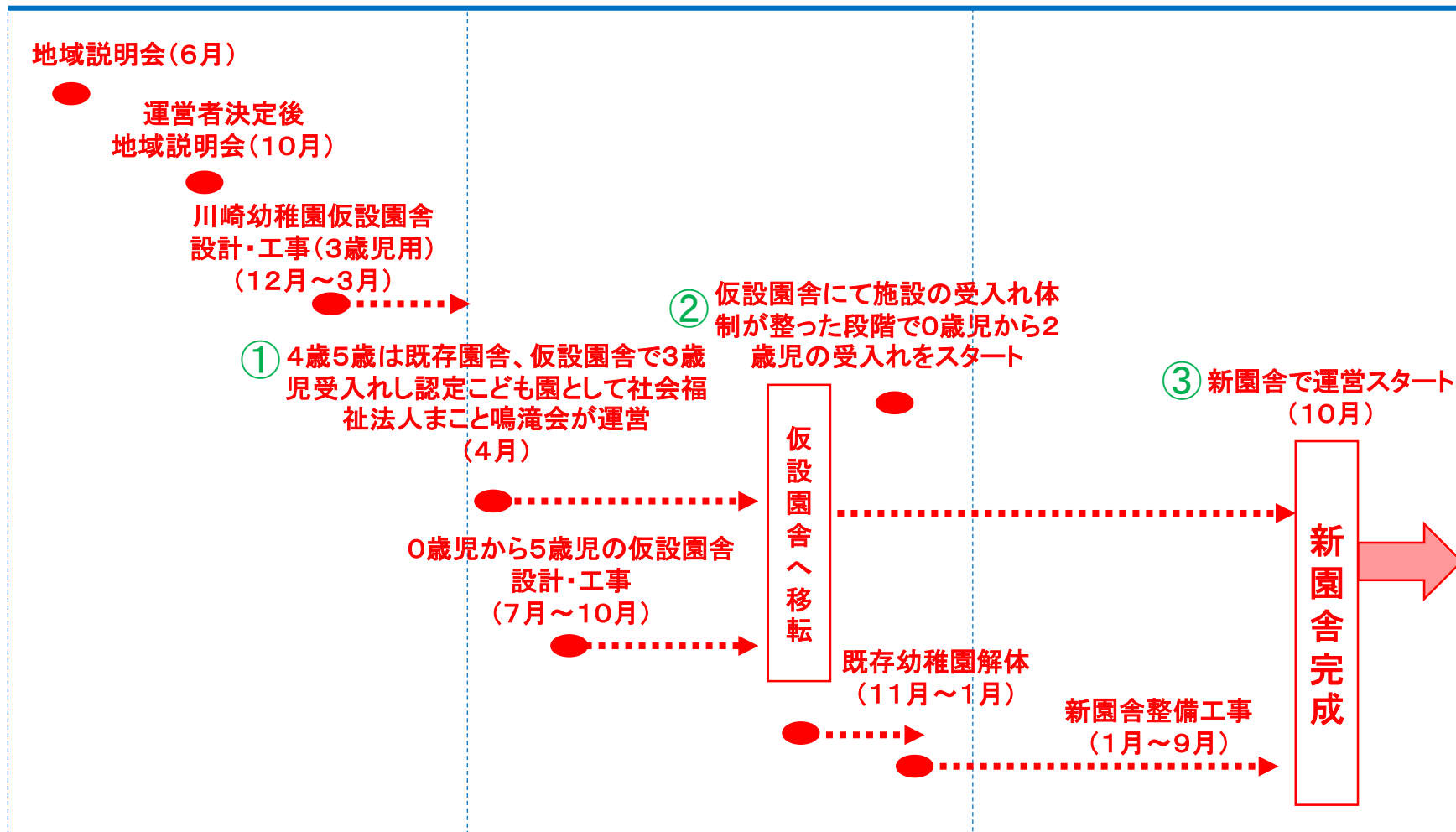
川崎幼稚園

平成31年4月

令和2年4月

令和3年4月

令和4年4月



受入れ定員(規模)はどう変わる？

	受入園舎	受入期間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	川崎幼稚園 ※受入れ児童数	平成31年 4月時点	なし	なし	なし	なし	なし	35名	35名
①	認定こども園 (既存園にて運営) (3歳児仮設園舎)	令和2年4 月～仮設 園舎完成 まで	なし	なし	なし	25名	25名	25名	75名
②	認定こども園 (仮設園舎にて 運営)	仮設園舎 完成後～ 新園舎完 成まで	6名	12名	12名	25名	25名	25名	105名
③	新園舎 ※()内は受 入れ規模	令和3年1 0月以降	6名	12名	12名	25名 (35名)	25名 (35名)	25名 (35名)	105名 (135名)

(仮称)川崎こども園について

※3～5歳児については、教育・保育が実施されます。

※0～2歳児の定員については、待機児童及び施設の受入れ態勢等の状況を加味し決定します。

※仮設園舎は、現在の川崎幼稚園敷地に整備することを予定しております。

※新園舎は既存川崎幼稚園敷地にて整備されます。

幼稚園と何が変わるのか

◎幼稚園から移行した際の主な変更点

(1) 毎日給食の提供を行います。 ※イベントに応じ弁当日あり

(2) 2・3号認定の受入れが始まります。

(3) 3～5歳の児童について保護者の就労状況に関係なく
利用することができます。

→例えば、2号認定で認定こども園を利用している場合、何らかの事情により、保育を必要とする事由が失われても、1号認定として継続して施設を利用することができます。

※ただし、1号認定となるため利用時間は変わります。

(4) 地域の子育て相談などの子育て支援の役割を果たします。

→普段施設を利用していない地域のお子さんについても、育児における困りごとの相談など、地域の子育て支援を実施します。

(仮称)川崎こども園の利用時間

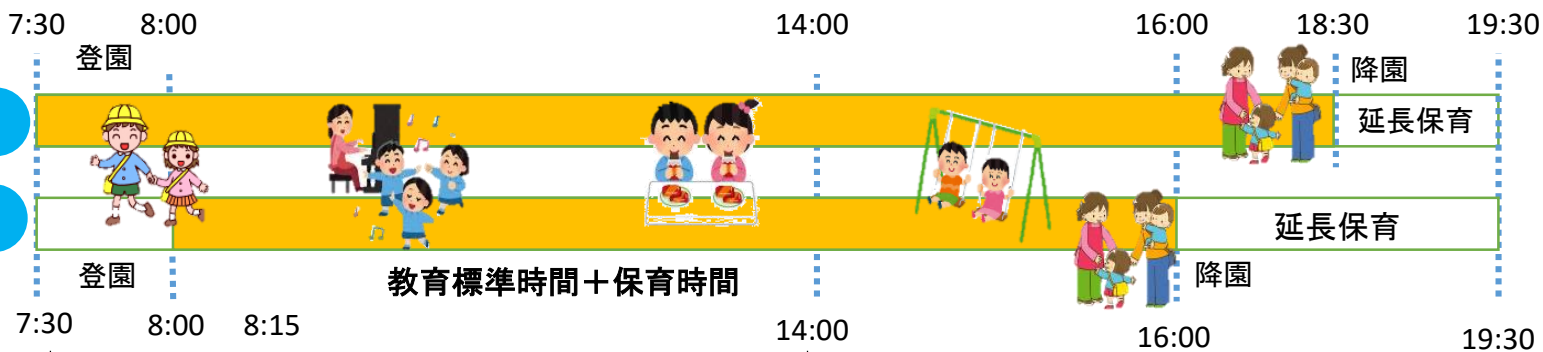
1号認定



2号・3号認定

保育標準時間

保育短時間



14:00までは、みんなで一緒に過ごします。

※ は基本となる利用時間です。

※ 2号認定は3歳～5歳の児童で、3号認定は0歳～2歳でいずれも保育を必要とする事由に該当する方

※ 1号認定は3歳～5歳の児童で、保育を必要とする事由に該当しない方

認定区分	利用時間
1号認定	8:00 ～ 14:00
2号・3号認定(保育標準時間)	7:30 ～ 18:30
2号・3号認定(保育短時間)	8:00 ～ 16:00

(仮称)川崎こども園の利用形態

◎利用形態は下記のとおりとなります。

	1号認定	2・3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
受け入れる子ども	3歳～5歳	0歳～5歳	0歳～5歳
入園(所)開始	入園式:4月1日 入園開始:小学校の始業式	4月1日	4月1日
土曜保育の受け入れ	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり	あり
夏休み等の保育	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり	あり
利用時間	8:00 ～ 14:00	7:30 ～ 18:30	8:00 ～ 16:00
延長保育	なし ※一時預かり保育あり (実費徴収)	あり (実費徴収)	あり (実費徴収)
食事	5日間 (月曜日～金曜日)	6日間 (月曜日～土曜日)	6日間 (月曜日～土曜日)

令和2年4月以降の実費徴収について①

給食費

1号認定児	主食費:1,000円/月 副食費3,500円/月
-------	--------------------------

2号認定児	主食費:1,000円/月 副食費4,500円/月
-------	--------------------------

※3号認定の給食費は保育料に含まれています。

延長保育(2・3号認定)

保育短時間	開園～8時00分	100円/30分
-------	----------	----------

	16時00分～18時30分	100円/30分
--	---------------	----------

	18時30分～19時30分	200円/30分
--	---------------	----------

保育標準時間	18時30分～19時30分	200円/30分
--------	---------------	----------

一時預かり(1号認定)

(通常保育時)14時00分～18時00分	100円/30分
----------------------	----------

(長期休業中)8時00分～14時00分	1000円/1日(食事代込み) その後の時間外保育について100円/30分
---------------------	--

(3) その他、実費徴収について(一例)

保育料とは別で、下記については、実費徴収することとなります。

	項目	徴収額		項目	徴収額
1	お便り帳	500円	7	粘土	280円
2	自由画帳	250円	8	粘土ケース	290円
3	ひらがな帳	280円	9	粘土版	360円
4	クレヨン	360円	10	クラス帽子	1,000円
5	のり	120円	11	お道具箱	600円
6	はさみ	230円	12	なわとび	500円
				合計	4,770円

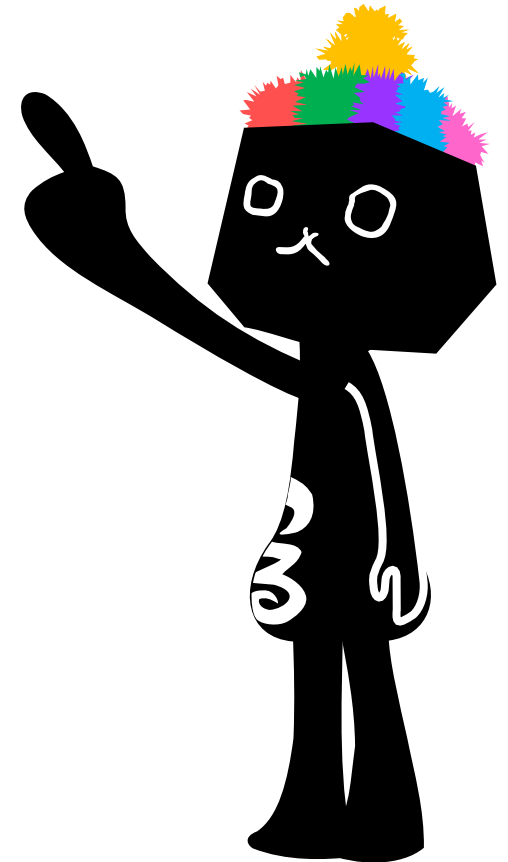
※上記の中から必要に応じて徴収いたします。

※料金の単価等については、変更になることがあります。

※上記のほか、行事費など必要に応じて実費徴収が発生することがあります。

※体育着について:5歳児クラスは、川崎小学校で使用する体育着を別途ご準備して頂きます。その他のクラスについては、将来的には保護者の意見も踏まえながら、体育着で揃えていくことを検討しております。

よくある質問！



よくある質問！

Q1 認定こども園になることのメリットは？

【回答】

3～5歳の児童は、保護者が働いている、いないに関わらず利用できます。例えば、保育所の場合、出産を機に仕事を中断すると「保育を必要とする」状態ではなくなり、退所を余儀なくされ、子どもの保育環境に大きな影響を与える場合があります。しかし、認定こども園では、同じ施設を継続して利用することが可能となり、こうした問題が解消されます。

また、「すべての子育て家庭の支援を行う施設」としての役割を担いますので、就学前の子育ての悩みや不安、小学校へ入学後の子どもの成長に応じた子育ての悩み等、保護者が気軽に相談できる施設となるよう取り組んでいきたいと考えています。

Q2 市内に住んでいるが、校区外からの入園は可能か。

【回答】

認定こども園では、原則市内のどの区域からも入園可能ですが、(仮称)川崎こども園では、1号認定のみ校区内のお子さんを優先的に受け入れる予定です。

なお、2号・3号認定のお子さんは通常の保育所入所選考と同様、基準点の高い人からご案内いたします。

募集の結果、定員を下回る場合は校区外のお子さんの受け入れも可能ですが、校区外のお子さんについては、近隣小学校への入学を保障するものではありません。

よくある質問！

Q3 園で何かあった時等、市立であれば市へ問い合わせさせて対応してもらうが、法人運営になったらどうなるのか。

【回答】

現行においても、園での事故等への対応は一義的に各園にて対応しています。

認定こども園へ移行後においても、まず園にて対応し、法人園への指導など、市も積極的に関わります。

Q4 法人の運営により、教育・保育の質はどのようになるのか、また市との関わりについてはどのようになるのか教えてほしい。

【回答】

平成30年より、「幼保連携認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、及び「保育所保育指針」の統一化が図られ、認定こども園、幼稚園、保育所のどの施設においても同じ内容の教育・保育が提供されます。また、選定法人の良さなども取り入れ運営していくこととなります。

その後は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の実践について、監査や教育・保育の指導等に市も関わっていくこととなります。

よくある質問！

Q6 法人運営すると、先生方が全員変わるということが心配である。

【回答】

円滑な引き継ぎの為、下記の2点を募集に関する運営条件にて示しております。

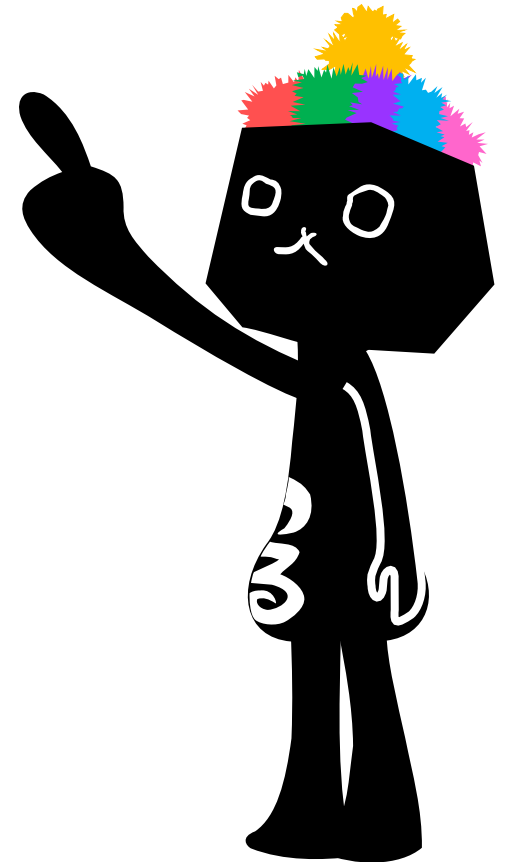
- ①現川崎幼稚園の臨時教諭等についても、運営法人で引き続き雇用できるか検討して頂きたいと考えている。
- ②また、引き続き雇用等が出来ない場合には、運営法人より3名の先生を引き継ぎの為、1月より配置する事としている。

Q7 現在、既存園に通っているが、認定こども園移行後も在園児は継続して入園できるのか。

【回答】

現在すでに既存園を利用している在園児については、引き続き保育の必要性があると認められたお子さんを優先し、継続して利用が可能です。※川崎幼稚園に該当者はいません。

參考資料



1号・2号・3号認定について

各施設を利用する際には、1号認定及び2号認定、3号認定を受ける必要があります。

1号認定

○3歳～5歳(就学前まで)

○「保育を必要とする事由」に該当しない方

2号認定

○3歳～5歳(就学前まで)

○「保育を必要とする事由」に該当する方

- ①就労(月64時間以上)
- ②就学 ③自営業の方
- ④産前・産後
- ⑤育児休業中
- ⑥同居親族の看護・介護の方
- ⑦求職活動中の方

3号認定

○0歳～2歳

○「保育を必要とする事由」に該当する方

- ①就労(月64時間以上)
- ②就学 ③自営業の方
- ④産前・産後
- ⑤育児休業中
- ⑥同居親族の看護・介護の方
- ⑦求職活動中の方

保育標準時間及び保育短時間について

それぞれの区分に応じて、認定こども園の利用形態が異なります。

1号認定

幼稚園

認定こども園

2号認定

保育所

3号認定

認定こども園

保育標準時間

・月あたり120時間以上就労する方 など

保育短時間

・月あたり64時間以上120時間未満就労する方
・育児休業中の方
・求職活動中の方 など